

初任運転者に対する安全運転の実技指導について

有限会社福山観光バス

「旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第 1089 号)により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項に基づき公表するものです。

・対象者

貸切バス運転士として選任する者

・実施期間

入社後、運転士として選任までに10時間の座学、20時間以上の運転実技指導を実施する

・実技使用車両

大型バス、中型バス、小型バス

・教育担当者

安全統括管理者、運行管理者、その他貸切乗務員

・指導内容

1. 事業用自動車の安全な運行に関する基本的事項
2. 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
3. 運行の安全及び旅客の安全を確保するため留意すべき事項
4. 危険の予測及び回避
5. 安全性の向上を図るために装置を備える貸切バスの適切な運転方法
6. ドライブレコーダー映像指導
7. 安全運転の実技指導

・実施ルート

主要な観光地、高速道路、坂道、隘路、市街地など